

4 新旧対照表

(1) 呉市職員退職手当支給条例（第1条の規定による改正部分）

現 行	改正案
付 則 1～5 (略) (退職手当の特例措置)	付 則 1～5 (略) (退職手当の特例措置)
6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（呉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年呉市条例第35号。以下「条例第35号」という。）付則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の87</u> を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第6項」とする。	6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（呉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年呉市条例第35号。以下「条例第35号」という。）付則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の83.7</u> を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第6項」とする。
7～12 (略)	7～12 (略)

(2) 呉市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（昭和48年呉市条例第35号）（第2条の規定による改正部分）

現 行	改正案
付 則 1・2 (略) (退職手当の特例措置)	付 則 1・2 (略) (退職手当の特例措置)
3 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条から第5条の3までの規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の87</u> を乗じて得た額とする。	3 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条から第5条の3までの規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の83.7</u> を乗じて得た額とする。
4・5 (略)	4・5 (略)

(3) 呉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年呉市条例第7号）（第3条の規定による改正部分）

現 行	改正案
付 則 1 (略)	付 則 1 (略)

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の呉市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の呉市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第8条及び付則第6項から第8項まで、付則第9項の規定による改正前の呉市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（昭和48年呉市条例第35号。以下この項及び第4項において「条例第35号」という。）付則第3項から第5項まで、付則第10項の規定による改正前の呉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成元年呉市条例第8号。以下この項及び第4項において「条例第8号」という。）付則第4項の規定並びに付則第11項の規定による改正前の呉市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年呉市条例第46号。以下この項及び第4項において「条例第46号」という。）付則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第6項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（当該勤続期間が42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び当該勤続期間が37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したも

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の呉市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の呉市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第8条及び付則第6項から第8項まで、付則第9項の規定による改正前の呉市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（昭和48年呉市条例第35号。以下この項及び第4項において「条例第35号」という。）付則第3項から第5項まで、付則第10項の規定による改正前の呉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成元年呉市条例第8号。以下この項及び第4項において「条例第8号」という。）付則第4項の規定並びに付則第11項の規定による改正前の呉市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年呉市条例第46号。以下この項及び第4項において「条例第46号」という。）付則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第6項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（当該勤続期間が42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び当該勤続期間が37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したも

のを除く。) にあつては、104分の87
__) を乗じて得た額が、新条例第2条の5から
第5条の3まで及び第8条から第8条の5まで
並びに付則第6項から第8項まで、付則第6
項、付則第7項、付則第9項の規定による改正
後の条例第35号付則第3項から第5項まで、
付則第10項の規定による改正後の条例第8号
付則第4項並びに付則第11項の規定による改
正後の条例第46号付則第4項の規定により計
算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当
額」という。)よりも多いときは、これらの規
定にかかわらず、その多い額をもってその者に
支給すべきこれらの規定による退職手当の額と
する。

3～13 (略)

のを除く。) にあつては、104分の83.
7) を乗じて得た額が、新条例第2条の5から
第5条の3まで及び第8条から第8条の5まで
並びに付則第6項から第8項まで、付則第6
項、付則第7項、付則第9項の規定による改正
後の条例第35号付則第3項から第5項まで、
付則第10項の規定による改正後の条例第8号
付則第4項並びに付則第11項の規定による改
正後の条例第46号付則第4項の規定により計
算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当
額」という。)よりも多いときは、これらの規
定にかかわらず、その多い額をもってその者に
支給すべきこれらの規定による退職手当の額と
する。

3～13 (略)